

．障害者を捉える設問に関する調査

1．本調査で対象とした設問

本調査研究では、国際的な設問様式について取り上げることとした。

まず、国連障害者権利委員会がその利用について勧告を行っており、国連統計委員会においても障害者に関するデータ収集及び SDGs で求められるデータの分解のために用いられることに留意する、とされた「ワシントングループの設問」を候補とする。同設問はどのような場合に障害者となるのかの定義もなされている²。

候補を選ぶ上で欧州を見てみると、欧州連合では障害に関する用語集³が欧州統計局から出されている。その用語集では、4つの障害に関する定義が示されており、前述のワシントングループに該当する定義と並んで、国際活動制限指標（Global Activity Limitation Instrument, 以下 GALI）に該当する定義も記載されている。GALI は欧州における統計調査では MEHM に含まれていることが多いことから本調査においては MEHM を候補とする。

また、WHO においては、国際機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health, 以下 ICF）の考え方にに基づき、日常生活における活動 12 項目について、困難の程度を 5 段階で評価する WHODAS2.0 が整理されている。多面的な項目を調査することで、生活機能のレベルを点数により評価することができる点が特徴的であるため、障害に関する定義はないものの、WHODAS2.0 も候補とする。

1) ワシントングループの設問

(1) ワシントングループの短い設問セットの概要

ワシントングループは、国連統計部シティ・グループの1つであり、各国の政府統計局や障害に関する国際組織の職員によって構成されている組織である。

2006年にウガンダのカンパラで開催されたワシントングループの第6回会議において短い設問セットがワシントングループによって支持され⁴、「視覚」「聴覚」「歩行」「認知」「セルフケア」「コミュニケーション」に機能制限があるかを捉える設問として、複数国にて使用されている（2015年にデンマークのコペンハーゲンで開催された第15回会議においては、54か国で使用されていることが報告された）。

短い設問セットでは、日常生活における6つの機能（視覚、聴覚、歩行、認知、セルフケア、コミュニケーション）それぞれについて、苦勞の程度を4段階（「苦勞はありません」、「多少苦勞します」、「とても苦勞します」、「全くできません」）で尋ねる形式

² “Analytic Guidelines : Creating Disability Identifiers Using the Washington Group Short Set (WG-SS) SPSS Syntax”において推奨されている

³ “Glossary:Disability”, Eurostat

⁴ ワシントングループホームページ（<http://www.washingtongroup-disability.com/meetings/past-meetings/>）

である。

このように、ワシントングループの設問は機能制限の有無という2段階の評価ではなく、機能制限の程度を含めて評価できる利点がある。また、回答者自身に、自身が障害をもっているかを尋ねるのではなく、日常生活における機能制限の程度を尋ねることで、回答者自身や周囲が障害として認知していない場合であっても、回答者の機能制限を把握できる利点もある。

一方で、「多少苦勞します」「とても苦勞します」という選択肢は、「多少」と「とても」の程度の定義が不明確であり、「はい、多少苦勞します」や「はい、とても苦勞します」という2つの選択肢については留意が必要である。

図表 5 ワシントングループの短い設問セット

質問文	選択肢			
	いいえ、苦勞はありません	はい、多少苦勞します	はい、とても苦勞します	全く出来ません
眼鏡を使用しても、見えにくい				
補聴器を使用しても、聴き取りにくい				
歩行や階段の上り下りがしにくい				
通常の言語をつかったコミュニケーションが難しい。たとえば、人の話を理解したり、人に話を理解させることが難しい(「通常の言語」は多民族国家における母国語を意味するが、手話も含めて考えているかどうかは不確実。ただし、コミュニケーション項目の拡大セットには「手話を使いますか?」の設問が別にある。)				
思い出したり集中したりするのが難しい				
入浴や衣服の着脱のような身の回りのことをするのが難しい				

出所)「第 10 回 障害統計に関するワシントングループ(WG)会議に出席して(北村弥生)」、 「第 12 回 国際障害統計ワシントングループ会議(北村弥生)」より NRI 作成

なお、ワシントングループは、前述の短い設問セットを国際的に普及させる活動を行ってきたが、より詳細に障害に関する情報を収集する調査・統計の実現に向けた設問の体系も検討している。具体的には、短い設問セットだけでは、精神的障害や健康問題に起因する障害等が把握できないという課題を受けて、拡張設問セット(the Extended Question Set on Functioning)についての検討がなされている。この拡張設問セットでは、短い設問セットに「学習」「理解」「情動」「疼痛」「疲労」が機能領域として追加され、様々な情報が把握できることとなる。

以下に、国連アジア太平洋経済社会委員会(United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, 以下 ESCAP)で拡張設問セットを取り入れてテストした際の視覚に関する設問を例示する。

図表 6 ワシントングループの拡張設問セットの例（ESCAP の視覚に関する設問項目）

Questions	Response Options
VIS_SS Do you have difficulty seeing, even when wearing glasses? If “Cannot do at all/Unable to do” to VIS_SS, skip to VIS_5.	1) no difficulty 2) some difficulty 3) a lot of difficulty 4) Cannot do at all/unable to do 7) Refused 9) Don't know
VIS_1 Do you wear glasses to see far away? [If Yes, include glasses clause in VIS_2]	1) Yes 2) No 7) Refused 9) Don't know
VIS_2 Do you have difficulty clearly seeing someone's face across a room [even when wearing these glasses]?	1) no difficulty 2) some difficulty 3) a lot of difficulty 4) Cannot do at all/unable to do 7) Refused 9) Don't know
VIS_3 Do you wear glasses for reading or to see up close?	1) Yes 2) No 7) Refused 9) Don't know
VIS_4 Do you have difficulty clearly seeing the picture on a coin [even when wearing these glasses]?	1) no difficulty 2) some difficulty 3) a lot of difficulty 4) Cannot do at all/unable to do 7) Refused 9) Don't know
VIS_5 How old were you when the difficulty seeing began?	_____ age in years 777) Refused 999) Don't know
VIS_6 How much does your difficulty seeing limit your ability to carry out daily activities?	1) Not at all 2) A little 3) A lot 4) Completely 7) Refused 9) Don't know

出所) “Results of the Testing of the ESCAP/WG Extended Question Set on Disability”, UN ESCAP

(2) 本調査において障害者と捉える定義

(設問の構造)

ワシントングループの設問には短い設問セットと拡張設問セットがあるが、本調査研究では、短い設問セットに基づき、視覚・聴覚等の6つの機能について、「苦勞の有無・程度」の4段階の選択肢で質問している。

(操作的定義)

本設問における障害者は、特定の活動や社会参加へ制限を感じる集団のうち、『6つの機能領域に関する設問において、1つでも「とても苦勞します」「全く出来ません」

のいずれかの選択肢を選んだ者』と定義する⁵。

(3) 公的障害者制度における障害概念との関係性

ワシントングループの設問では6つの機能について尋ねており、視覚障害・聴覚障害・歩行障害等の身体障害等を中心に、既存の障害種別との対応関係を有している。短い設問セットと並行して開発されている拡張設問セット及び心理社会機能モジュールにおいては精神的な機能制限を含めて捕捉する設問も含まれているものの、短い設問セットにおいてはこれらを捕捉する設問が省略されているため、短い設問セットを単独で使用する場合には、精神障害者等が十分には捕捉されない可能性がある⁶。

(4) 障害種別及び障害程度の分解性

ワシントングループの設問では6つの機能を尋ねる設問に基づいて、障害種別との対応を把握できる。具体的には、それぞれの機能ごとに、視覚障害・聴覚障害・歩行障害・コミュニケーション障害等の障害種別の把握が可能である。

また機能制限の程度についても、「苦勞はありません」、「多少苦勞します」、「とても苦勞します」、「全く出来ません」の4つの選択肢で把握していることにより、特に「多少苦勞します」、「とても苦勞します」によって、程度についても把握することが可能である。

⁵ “Analytic Guidelines : Creating Disability Identifiers Using the Washington Group Short Set (WG-SS) SPSS Syntax”において推奨されている。

⁶ “Disability Assessment in European States ANED Synthesis Report”, Lisa Waddington, European network of academic experts in the field of disability (ANED)

2) 欧州統計局の設問

(1) 欧州統計局の設問 (MEHM) の概要

欧州統計局は、欧州連合における行政執行機関である欧州委員会で統計を担当する部局であり、欧州全体の経済や人口・社会情勢等の統計情報を作成している。欧州統計局は、欧州連合内の国や地域間の比較を可能にする統計を整備することが重要なタスクとなっており、設問セットや個別の統計調査を履行するためのガイドライン等を作成⁷している。欧州統計局は欧州各国における統計の作成に影響を及ぼす国際的な機関の一部局である。

欧州統計局が整備する個別の統計調査のガイドラインにおいては、回答者の健康状態を捉えるための設問セットとして、MEHM が存在し、活用されている。

MEHM は健康を次の3つの異なる概念から特徴付ける設問のセットである。

- ・自身が認識している健康状態
- ・慢性的な健康問題、慢性疾患
- ・活動における制限

< MEHM の設問 (仮訳) >

Q: あなたの健康全般はどうですか？

非常に良い / 良い / 普通 / 悪い / 非常に悪い。

Q: 長年の病気や健康上の問題はありますか？

はい / いいえ。

Q: 過去の少なくとも6ヶ月を超える期間において、健康上の理由から、日常生活の活動においてどの程度制限を受けていますか？

厳しく制限されている / 制限されているが厳しくはない / まったく制限されていない

これらの設問からなる MEHM は欧州統一生活時間調査 (Harmonised European Time Use Surveys, 以下 HETUS) や欧州健康面接調査 (European Health Interview Survey, 以下 EHIS)、欧州連合・所得と生活状況に関する調査 (European Union Statistics on Income and Living Conditions, 以下 EU-SILC) 等の複数の個別の統計調査の欧州統計局におけるガイドラインにおいて使用されている。

⁷ 欧州統計局は、欧州連合の各国における個別の統計調査の共通化・標準化をはかることを通じ、域内において各国の統計情報を比較可能とするために、統計調査に係るガイドラインを多数作成・公表している (<https://ec.europa.eu/eurostat/publications/manuals-and-guidelines>)。その内容には、調査票、調査対象の設定、サンプル抽出、インタビュー等の調査手法、推計手法等も含まれる。ガイドラインの作成は、欧州統計局の個別統計の担当部署が行っている。なお、Commission regulation で規定される、欧州共通で実施される統計調査では、ガイドラインを原則的に遵守することが求められる。一方で、Commission regulation で規定されていない統計調査では、ガイドラインは参照情報であり、実際には各国において用いられる調査項目等について一定の裁量が認められると考えられる。

MEHM に含まれる 3 つの設問のうち、3 番目の「活動における制限」については GALI が用いられている。GALI は既述のように欧州統計局において障害を捉える定義の一つとして紹介されている⁸。

実際に、欧州においても各国で毎年実施されている調査である EU-SILC の対象変数の説明書き (description of target variables) において GALI を確認できる。かつて、MEHM の構成要素の一部である GALI が障害を捉えるために用いられていた経緯があるほか、少なくとも 2008 年から最新の 2018 年のいずれの年においても、PH030⁹ に「健康問題による活動の制限」として GALI が含まれており、その説明書きに「障害 (disability)」の文言が含まれている¹⁰。

欧州において複数の統計調査で導入されており、障害に係る定義に該当する部分 (GALI) を含む設問セットとして欧州統計局の MEHM を調査対象として選択した。なお、GALI によって健康上の問題に起因する制限や精神障害等を捉えることができる点でワシントングループとは異なる特徴も有している。

ただし、欧州統計局は国際的機関である欧州連合の一部局ではあるものの、地域性が高い欧州統計局の個別の統計調査のガイドラインで示されているものであることから、全世界的な標準として使われているものではないことには留意が必要である。

なお、本調査研究では、既述のように欧州統計局のいくつかの個別の調査のガイドラインに含まれている MEHM の中から、MEHM について解説がある最新のガイドラインであり¹¹、総務省統計委員会担当室が作成した「障害者統計について (平成 30 年 10 月 25 日)」においても欧州における事例として取り上げていることから、HETUS における MEHM の設問を用いた。

⁸ GALI に由来する 3 番目の問は、「健康上の理由から、日常生活の活動においてどの程度制限を受けていますか？」と「制限が 6 ヶ月を超える期間継続していますか？」を 2 つの設問に分けて質問しているケースがある。

⁹ PH は設問領域であり、P は Person、H は Health を意味する。

¹⁰ <https://www.geis.org/en/missy/materials/EU-SILC/documents/guidelines>

¹¹ 2020 年 3 月時点で、欧州統計局の Manuals and guidelines のカテゴリ

(<https://ec.europa.eu/eurostat/publications/manuals-and-guidelines>) に掲載されているガイドラインを見た際に、MEHM について解説が掲載されている最新の個別統計調査のガイドラインが HETUS のガイドライン (2019 年版)であった。

図表 7 欧州統計局の設問として本調査で用いた設問

問5 あなたの現在の健康状態について、お答えください。(○は一つだけ) 1. よい、2. まあよい、3. ふつう、4. あまりよくない、5. よくない
問6 慢性疾患や慢性的な健康問題の有無について、お答えください。(○は一つだけ) 慢性疾患や慢性的な健康問題とは、6ヶ月以上疾患や健康問題が継続しているものをさします。 1. ある 2. ない
問7 健康問題により、日常の一般的な活動に支障があるかについて、お答えください。(○は一つだけ) 1. 非常に支障がある、2. ある程度支障がある、3. 全く支障がない
問7-1 (問7にて「1」、「2」と回答した方にお聞きします。)問7にてご回答いただいた支障は、6ヶ月以上継続していますか。(○は一つだけ) 1. はい 2. いいえ

注) 設問番号はインターネット調査における設問番号に対応。

出所) “Harmonised European Time Use Surveys (HETUS) 2018 Guidelines 2019 edition”より作成

(2) 本調査研究において障害者と捉える定義

(設問の構造)

本設問セットは、個別の機能等に関する設問セットではなく、慢性疾患・慢性的な健康問題、6ヶ月以上の日常生活の支障を尋ねる包括的な設問セットとなっている。

また、まず「健康状態」について5段階で尋ね、次いで「(6ヶ月以上継続する)慢性疾患や健康問題の有無」について、「ある/ない」の2択で確認する。さらに、「健康問題による日常の一般的な活動への支障」について、「非常に支障がある/ある程度支障がある/全く支障がない」の3択で尋ね、「非常に支障がある/ある程度支障がある」と答えた者は、次の設問へと進んで「支障が6ヶ月以上継続しているか」を問われ、「はい/いいえ」の2択で回答する構造となっている。

(操作的定義)

欧州統計局の用語集においては、欧州統計システムにおいて用いられている4つの障害(disability)に係る定義の例の1つとして、GALIの“Limitation in activities people usually do because of health problems for at least the past six months(健康問題により人々が通常行う活動における少なくとも過去6か月間の支障)”という定義

が紹介されている。

したがって本調査研究では、欧州統計局で障害を捉える定義の一つである GALI に対応する問 7 「健康問題による日常の一般的な活動への支障」において、「非常に支障がある」もしくは「ある程度支障がある」と回答し、問 7-1 で支障が 6 ヶ月以上継続しているとする者を障害者と捕捉することとした¹²。

(3) 公的障害者制度における障害概念との関係性

欧州統計局の MEHM では、個別の機能等ではなく、健康問題に由来する日常生活における活動制限の全般的な状況について概括的に質問している。そのため、難病等による障害の状況を広く把握できる可能性がある一方で、身体障害、知的障害、精神障害等の障害による分解を意識しておらず、障害種別と対応させることはできない。

(4) 障害種別及び障害程度の分解性

欧州統計局の MEHM では、全般的な健康問題、活動制限に関する設問であり、障害種別を分解して把握することができない。

また、障害の程度まで判定されるものではない。

3) WHODAS2.0

(1) WHODAS2.0 の概要

2001 年 5 月、WHO において、ICF が採択された。ICF では、「生活機能」は、健康状態と背景因子(個人因子、環境因子)との間に相互作用があると評価し、「生活機能」を構成する「心身機能・身体構造」「活動」「参加」との間に相互作用があると評価する。また、ICF では「障害(Disability)」を「生活機能」の困難状況として「機能障害」「活動制限」「参加制約」から構成されるものとしている。

ICF 調査項目は膨大であるが、これをある程度簡略化した設問セットとして WHO が WHODAS2.0 を開発した。WHODAS2.0 では、日常生活における活動 12 項目について、困難の程度を 5 段階で評価している。多面的な項目を調査することで、生活機能のレベルを点数により評価できる。

¹² 本設問における「障害のある者」の判定については、主要な学術雑誌である BMC Medical Research Methodology に掲載された論文 (Berger et al, (2015)) にみられるように、学術コミュニティにおいて、「非常に支障がある」、「ある程度支障がある」という 2 つの選択肢を回答する者を結果的に合わせて一つのカテゴリーにすることが認められている。

図表 8 WHODAS2.0

過去 30 日間に、どれくらい難しさがありましたか。	全く問題なし	少し問題あり	いくらか問題あり	ひどく問題あり	全く何もできない
S1 長時間(30分くらい)立っている	1	2	3	4	5
S2 家庭で要求される作業を行う	1	2	3	4	5
S3 新しい課題、例えば初めての場所へ行く方法を学ぶ	1	2	3	4	5
S4 誰もができるやり方で地域社会の活動に加わるのに、どれほど問題がありましたか(例、お祭や宗教的、または他の活動)	1	2	3	4	5
S5 健康状態のために、どれくらい感情的に影響を受けましたか	1	2	3	4	5
S6 何かをするとき、10分間集中する	1	2	3	4	5
S7 1km ほどの長距離を歩く	1	2	3	4	5
S8 全身を洗う	1	2	3	4	5
S9 自分で服を着る	1	2	3	4	5
S10 見知らぬ人に応対する	1	2	3	4	5
S11 友人関係を保つ	1	2	3	4	5
S12 毎日の仕事をする / 学校へ行く	1	2	3	4	5

出所) “Measuring Health and Disability Manual for WHO Disability Assessment Schedule” 「健康および障害の評価 WHO 障害評価面接基準マニュアル」田崎美弥子・山口哲生・中根允文訳

(2) 本調査研究において障害者と捉える定義

(設問の構造)

WHODAS2.0 では、日常生活における活動 12 項目について、「問題の有無・程度」で回答する選択肢が用いられている。具体的には、「全く問題なし / 少し問題あり / いくらか問題あり / ひどく問題あり / 全く何もできない」の 5 択(5 段階)でどれかを選択することとなっている。「全く問題なし」「全く何もできない」を除き、問題の程度を確認するような尋ね方となっている。

(操作的定義)

WHODAS2.0 では、個人の健康状態を個々の設問からスコア付けしグレード評価することを目的としているため、障害者を捉える操作的定義は定められていない。

なお、今回は検討チームの一部構成員の助言のもと、「健康及び障害の評価 WHO 障害評価面接基準マニュアル」を参考に WHODAS2.0 における障害者の割合が 10%程度になるように便宜的に設定し、回答者のスコア分布の上位 10%程度となる 14.5 以上を WHODAS2.0 における障害者の基準とした。

(3) 公的障害者制度における障害概念との関係性

WHODAS2.0では、過去30日間を振り返ったうえで、認知、可動性、セルフケア、人との交わり、生活、参加の6つの領域に関わる12の質問をしている。設問群には、直立・歩行等といった機能だけでなく、地域社会の活動に加わる等の活動や参加に関する内容も含まれており、多様な機能障害、活動制限、参加制約にそれぞれ対応している。ただし、ICFは本来、健康状態による障害状況を幅広く把握するためのもので、「障害のある者」と「障害のない者」に分けて障害者を捉えることは意図されておらず、WHODAS2.0も障害者を特定するものとはなっていない。

(4) 障害種別及び障害程度の分解性

そもそも、WHODAS2.0には障害者の定義がない。また、12の設問のスコアにより総合的に判断するため、障害種別のデータを把握することを前提としたものではない。

一方で、WHODAS2.0は既述のように、認知、可動性、セルフケア、人との交わり、生活、参加の6つの領域をカバーしていることから、身体障害、知的障害、精神障害等の障害種別については、比較的偏りなく多様な障害種別を把握できると考えられる。

しかし、個別の設問に基づいて、機能障害、活動制限、参加制約との関連付けは可能であるものの、一般的な分類である身体障害、知的障害、精神障害等の障害種別とは、直接的には結び付けることが難しい設問もある。

2. 検証の視点

本調査研究は、「障害の有無に関する設問を盛り込んで、国民生活等に関する試行的な調査を行い、必要な分析・検証を行うとともに、これを通じて障害の有無に関する設問の在り方、当該設問を設けて統計を充実することの政策的意義・必要性等について調査研究・整理を行うことを目的」として実施したものである。

本目的に照らして、特に重視した観点は以下である。

1)の(1)～(3)は、「集計結果の妥当性の評価」に係る観点、2)は、「適切に回答できるかの評価」に係る観点である。

1) 集計結果の妥当性の評価

(1) 代替性（捕捉性）

ワシントングループや欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉される者が、我が国の公的障害者制度の利用者をどの程度捕捉できるのか、という観点に着目した。

我が国の公的障害者制度の利用者を相当程度捕捉できるのであれば、公的障害者制度の利用者の定義や把握の方法と代替性があると考えられるのでその点について考察を行う。

なお、本来的には、新しい設問で捕捉された「障害のある者」と「障害のない者」が、公的障害者制度の利用の有無と十分代替するためには、100%、もしくは100%に相当程度近い捕捉率が必要となると考えられる。本調査研究では、代替性の評価に際しては、100%に相当程度近い場合（今回の分析上は95%以上）に代替性が高い、と評価することとする。

図表 9 代替性（捕捉性）の考え方

		該当者数	ワシントングループ	欧州統計局	WHODAS2.0
全体	障害のある者	23,210	11.6%	17.3%	10.3%
	障害のない者		88.4%	82.7%	89.7%
公的障害者制度を利用している者	障害のある者	1,815	35.3%	65.9%	49.5%
	障害のない者		64.7%	34.1%	50.5%
公的障害者制度を利用していない者	障害のある者	21,395	9.5%	13.1%	7.0%
	障害のない者		90.5%	86.9%	93.0%

代替性（捕捉性）の観点

「公的障害者制度を利用している者」で、新たな設問（ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0）でも「障害のある者」として捕捉された者の割合

「公的障害者制度を利用している者」で、新たな設問では「障害のない者」として捕捉された者の割合

以下のような理由が考えられる。

- それぞれの設問では把握が難しい障害がある者（例：機能的な意味では障害が無い・少ない者）
- 公的障害者制度を利用することで、日常的・機能的な支障は出にくい・認知せずに済んでいる者（追加的な支援は不要である者とも考えられる）
- 障害に慣れてしまい、客観的には支障があるにも関わらず、主観的には「支障」と認知していない者

補完性の観点（詳細は後述）

公的障害者制度を利用していないものの、新たな設問では「障害のある者」として捕捉された者
新たな設問を導入すれば、検討の対象とすることができる、支援が必要な可能性のある者

(2) 補完性

代替性(捕捉性)の観点から捕捉率が低かったとしても、それはワシントングループや欧州統計局の設問が有意義でないということにはならない。なぜなら、ワシントングループや欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者でかつ公的障害者制度の非利用者がいる場合には、ワシントングループや欧州統計局の設問の観点では「障害のある者」で何らかの支援施策等の対象となる可能性がある者にもかかわらず、我が国の制度的支援対象にはなっていない者とも考えられ、新たな支援や施策の対象となる可能性のある者に新たな光を当てることになるからである。本報告書ではこの観点を補完性と呼ぶ(公的障害者制度に加え、新たに支援が必要な可能性がある者を“補完的に把握”することが有益と考えられることから)こととする。

もちろん、実際に「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者が全て新たな施策や支援等の対象になるか、必要性があるかどうかは各省庁や公的機関等がそれぞれの所掌・役割の範囲で改めて判断することになる点には留意が必要である。

図表 10 補完性の考え方

		Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、 お答えください。			
		1.必要としている	2.必要としていない	合計	
実数	WG障害のある者	合計	773	22,437	23,210
		公的障害者制度利用あり	325	316	641
	WG障害のない者	公的障害者制度利用なし	103	1,939	2,042
		公的障害者制度利用あり	214	960	1,174
		公的障害者制度利用なし	131	19,222	19,353
割合	WG障害のある者	合計	3.3%	96.7%	100.0%
		公的障害者制度利用あり	50.7%	49.3%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用なし	5.0%	95.0%	100.0%
		公的障害者制度利用あり	18.2%	81.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	0.7%	99.3%	100.0%

補完性の観点

ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者で、かつ「公的障害者制度利用なし」である者について、「日常生活における手伝いや見守りの必要性」について確認

本設問では、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者であり、かつ「公的障害者制度利用なし」である者の中で、5.0%の者が「日常生活における手伝いや見守りの必要性」が「ある」としている。
従来はわからなかった支援等が必要な可能性のある者に新たに光を当てることが可能になる。

(3) 有意性

本報告書において、「有意性」とは、まずはワシントングループや欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者が、それぞれの設問で「障害のない者」として捕捉された者と、どのように異なるのか(差異があるのか)という観点である。それぞれの設問で「障害のある者」と「障害のない者」を捕捉した場合に、日常生活における支障や支援の必要性、また就労の状況等について顕著な差異がみられる場合は、新たな設問を基幹統計調査等に盛り込んで「障害のある者」と「障害のない者」とを捕捉して集計・分析等を実施することで、現状把握や様々な施策の検討に活用できる(例:新たな設問で「障害のある者」には何らかの支援が必要、何らかの社会経済的に不利な状況に陥っていることが把握できれば、施策の検討等に有意義であるという意味)。

これに加えて、設問の構造や特性を活かすことにより実現できる分析に基づく有益

な情報の提供可能性の観点も含めて有意性という言葉を用いている。例えば、障害種別に分解し、障害種別ごとに差異が生じているのか等を詳細に分析することで有益な情報が提供可能になる。

したがって、本報告書では、有意性という言葉について、統計的な意味における有意性に限定しない意味で用いている。

図表 11 有意性の考え方

		Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、 お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者	428	2,255	2,683
	WG障害のない者	345	20,182	20,527
合計		3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	16.0%	84.0%	100.0%
	WG障害のない者	1.7%	98.3%	100.0%

有意性の観点

ワシントングループの設問で「障害のある者」と「障害のない者」として捕捉された者についての、「日常生活における手助けや見守りの必要性」についての比較

本設問では、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者の方が「障害のない者」よりも“手助けや見守りの必要性”が多いことが分かる。

さらに、ワシントングループの設問の場合には、障害種別で分解して詳細な分析を行うことが可能であり、上記の「障害のある者」と「障害のない者」の差異に留まらない、有益な情報の提供可能性がある。

2) 回答のしやすさ

新たに基幹統計調査等に導入することも想定すると、回答そのものが大きな負担にならないことが重要になる。

本調査研究では具体的には、以下の3つの観点と、それらの観点を統合した総合的な評価の観点でワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のそれぞれの回答のしやすさを確認した。

- ・ 回答における負担：回答にあたり、過度な負担が生じないか
- ・ 質問文のわかりやすさ：質問文が明瞭であるか
- ・ 選択肢の選びやすさ：選択肢の定義や水準が明瞭であるか

3. 調査の方法

1) 調査の体系

障害者を捉える設問に関して検討を行うことを目的として、インターネット調査及び紙面調査を実施した。また、これについて補足的な情報を得るためにグループインタビューを実施した。

2) 個々の調査方法の概要

(1) インターネット調査

本調査研究でのインターネット調査は、企業等が有するインターネットモニターに対して、Web画面上でアンケート調査を実施する調査手法により行った。このため、モニターとして登録した者のみを対象としているという特徴がある。

本インターネット調査は、調査受託会社である野村総合研究所が提供するインターネットリサーチサービスである TrueNavi (<https://truenavi.net/index.html>) を用いて実施した。

同サービスのモニターは令和2年3月2日時点で 650,750 人¹³である。主要な属性別でみると、以下のようになっている。

【性別】	男性(49.6%)、女性(50.4%)
【年齢層】	20歳未満:男性(1.2%)、女性(1.6%) 20代:男性(4.4%)、女性(8.7%) 30代:男性(8.2%)、女性(14.1%) 40代:男性(12.1%)、女性(13.0%) 50代:男性(12.3%)、女性(8.5%) 60代以上:男性(11.4%)、女性(4.5%)
割合は全モニターにおける割合	

目的

障害者を捉える設問について、集計結果の妥当性の評価、適切に回答できるかの評価を実施するために、必要なデータを迅速かつ大量に収集することができるインターネット調査を実施した。

調査項目

主な調査項目として、以下を質問した。

- ・基本属性
- ・障害者を捉える設問及びその評価

¹³ アクティブ数(過去90日以内にアンケートに回答したモニターと、直近2日以内にマイページにログインしたモニターの数)が650,750人である(令和2年3月2日現在)。

- ・日常生活、公的な障害者関連制度等の利用の状況
- ・雇用、労働等の状況
- ・その他（グループインタビューへの参加希望）

スケジュール

インターネット調査は、以下のスケジュールで実施した。

図表 12 インターネット調査のスケジュール

実施時期	実施内容
令和元年 12 月 20 日(金)	調査項目の確定
令和2年1月14日(火)	インターネット画面の確定
令和2年1月15日(水)～2020年1月24日(金)	実査1
令和2年2月21日(金)～2020年2月26日(水)	実査2
令和2年2月下旬	集計・分析

サンプル抽出フロー

インターネット調査における、集計サンプルは以下のようなフローに基づいて抽出した。（実際の本フローにおけるサンプルは p32 を参照）

まず、予備調査を実施し、回答者本人の公的障害者関連制度の利用有無¹⁴、同居家族の公的障害者関連制度の利用有無を把握した。その後、より詳細な調査（ここでは「本調査」と表記する）への回答を依頼した。

調査対象を抽出するにあたっては、以下の3つのステップで分類した。

1つ目の分岐（分岐1）として、「本調査」への回答の有無で分けた。このうち、「本調査」への回答が無かった者は最終的な集計対象とはならない¹⁵。

続いて、2つ目の分岐（分岐2）として、本人の公的障害者制度の利用有無で分けた。

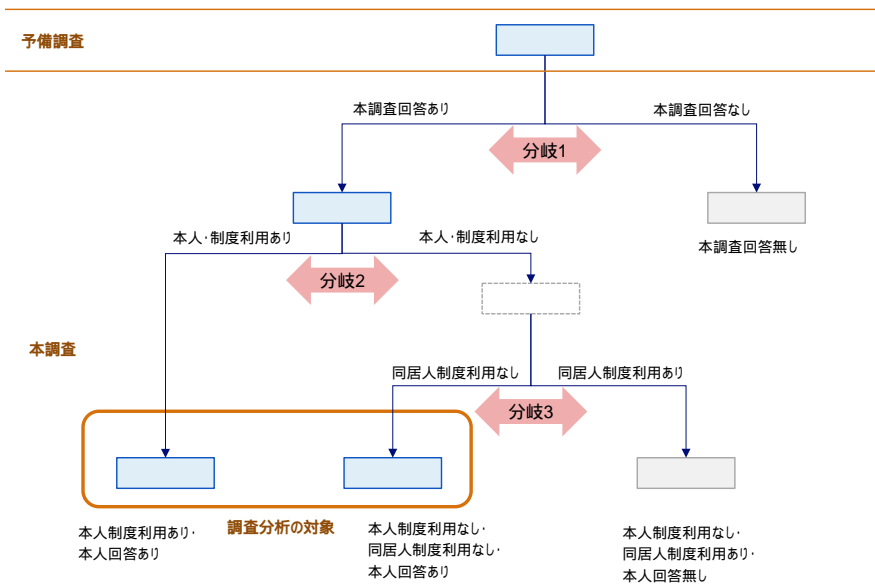
本人の公的障害者制度の利用がある者は、そのまま「本調査」に回答した。

最後に、3つ目の分岐（分岐3）として、同居人の公的障害者制度の利用の有無によって分けた。同居人の公的障害者制度利用がない者は、そのまま本人について「本調査」に回答した。同居人の公的障害者制度の利用がある者は、同居人について「本調査」に回答したため、本人についての回答はなく、集計には含めなかった。

¹⁴ 予備調査では、身体障害者手帳の所持、療育手帳の所持、精神障害者保健福祉手帳の所持、障害年金の受給、障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給、の5つについて、制度利用有無を把握している（第3回検討チーム会合における議論・その後の構成員への確認を経て上記5つとした）。同居家族に係る質問についても同様である。

¹⁵ 公的障害者制度の非利用者の中には、予備調査と本調査の実施が異なる時点であったため、一部、本調査にご回答いただけない者がいた。

図表 13 インターネット調査における集計サンプルの抽出フロー



(2) 紙面調査

目的

障害当事者の追加的なサンプルの収集、及びインターネット調査では捕捉しづらい可能性のある多様な障害当事者のサンプルの確保を目的として紙面調査を実施した。

調査項目

インターネット調査と同様に以下の項目を質問した。

- ・基本属性
- ・障害者を捉える設問及びその評価
- ・日常生活、公的な障害者関連制度等の利用の状況
- ・雇用、労働等の状況

スケジュール

紙面調査は、障害当事者団体の協力を得て、次のスケジュールで実施した。

図表 14 紙面調査のスケジュール

実施時期	実施内容
令和元年 12 月中旬	ご協力団体担当者へ依頼
令和 2 年 1 月	郵送またはメールにて調査票を送付
令和 2 年 2 月上旬	ご回答期限

実施方法とご協力団体一覧

令和元年 12 月における障害者政策委員会において、内閣府より、以下の当事者団体に、調査への協力依頼を実施した。

同委員会終了後、野村総合研究所より、各当事者団体にメール・お電話等にて個別に調査趣旨等や具体的なオペレーション等をお伝えし、各当事者団体の状況やご希望をお伺いした。

基本的には、各当事者団体において、概ね 10～20 名程度の障害当事者のご協力者リストを作成いただいた。ご協力者リストの作成においては、当然ながら各当事者団体により事情が異なり、実施・回答への期間が短かったことから、可能な範囲での対応をいただくこととした。

原則的には、期待する回答数のみを示させていただき、どのような属性に留意して配布すればよいのかと問い合わせがあった当事者団体の方には、性別・年齢階層別にある程度のサンプルを確保していただけるようリストアップ・配布への協力をお願いした。

野村総合研究所から、各当事者団体に対して、各当事者団体から要請いただいた部数

の調査票・もしくは回答用ファイルを送付させていただき、各当事者団体から、ご協力者となる障害当事者様・ご家族の方に調査票を送付いただいた。

また、野村総合研究所に対して配布先の方のリストを作成・提供いただいた当事者団体もあり、その場合には野村総合研究所から直接に調査票あるいはその電子ファイルを送付した。

調査票の回収に関しては、各当事者団体がまとめて野村総合研究所に送ってくださる場合もあれば、回答者である障害当事者様・ご家族の方から直接野村総合研究所に郵送、もしくはメール添付にての送付をしていただいた場合もある。

図表 15 ご協力いただいた団体名

団体名(50音順)	
(一社)全国肢体不自由児者父母の会連合会	(一財)全日本ろうあ連盟
(福)全国重症心身障害児(者)を守る会	(特非)DPI日本会議
(公社)全国精神保健福祉会連合会	(福)日本視覚障害者団体連合
(公社)全国脊髄損傷者連合会	(福)日本身体障害者団体連合会
全国手をつなぐ育成会連合会	(一社)日本難病・疾病団体協議会
(福)全国盲ろう者協会	(一社)日本発達障害ネットワーク

情報保障を目的とした合理的配慮の提供について

調査票作成に際しては、各当事者団体との調整に基づき、ルビ振り、フォントサイズの拡大(20pts。回答者様からの個別のリクエストに対応)、ファイルのテキスト化(読み上げソフトご利用の方向け)、点字調査票の作成等、合理的配慮の提供を図った。

(3) グループインタビュー

目的

インターネット調査や紙面調査では入手しにくい情報を収集するため、対象者とその場で双方向に議論できるグループインタビューを実施した。グループインタビューであれば、以下のような情報を収集できる可能性がある。

- ・司会者が回答者の回答について、より深く踏み込んだ質問をしたり、例えば問題点の解決策等を挙げてもらうこと
- ・回答者同士が相互の意見を聞き、自分では思いつかなかった理由に気づいたり、他人の意見を聞いた上で自分は賛成 / 反対なのかを述べられること

調査項目

- ・3つの設問に対する評価
- ・回答を回避したくなるような表現の有無
- ・統計調査に対する要望(統計の整備等を目的として、公的主体が調査を実施する場合、どのような内容の把握や配慮を求めるか)

スケジュール

インターネット調査の回答者の中から、グループインタビューへの参加希望者を募り、参加希望者のスケジュール及び会場の確保可能性の確認を行い、4グループを対象に実査を行った。

図表 16 グループインタビューのスケジュール

実施時期	実施内容
令和2年1月下旬	参加希望者への連絡
令和2年1月29日(水)～令和2年2月2日(日)	インタビューの実施(計4回)
令和2年2月上旬	把握された意見の整理・分析

当日の流れ

当日は以下の流れに沿い、司会から参加者へ質問を投げかけ、意見を収集した。

図表 17 グループインタビュー当日の流れ

調査項目	詳細	時間
趣旨説明・アイスブレイク	・家族構成や趣味	15分
3つの設問の評価	・各パターンの順位と理由 ・良い点・悪い点・改善案	40分
回答を回避したくなるような表現の有無	・不快だと感じる設問の有無と理由 ・障害に関する事項の回答に対する忌避感	10分
統計調査に対する要望	・統計調査への要望、改善点	5分

実施状況

以下の日程、場所で実施した。

図表 18 グループインタビュー参加者・日時・開催場所

	参加者	日時	場所
第1回	制度の利用者 (男性7名)	令和2年1月29日(水) 18時30分~20時	インタビュールーム浜松町
第2回	制度の非利用者 (男性7名)	令和2年1月30日(木) 19時~20時30分	NRI オフィス会議室 (大手町フィナンシャルシティグランキューブ)
第3回	制度の利用者 (女性7名)	令和2年2月2日(日) 10時~11時30分	インタビュールーム浜松町
第4回	制度の非利用者 (女性6名)	令和2年2月2日(日) 13時~14時30分	インタビュールーム浜松町